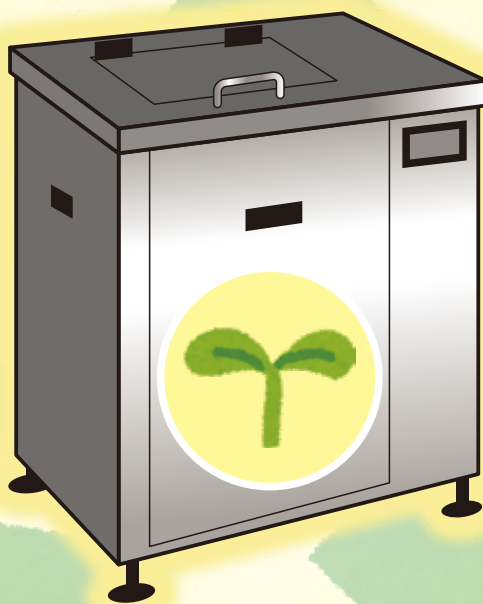


品川区内の食品関連事業者の皆さまへ

「事業系生ごみ処理機 助成制度」

申請者募集



近年増加傾向にある事業系廃棄物の減量化は重要な課題となっており、なかでも食品リサイクル法で求められている事業系食品廃棄物の減量が不可欠となっています。

そこで、品川区では食品廃棄物の減量を目的とした「事業系生ごみ処理機」の購入助成を始めることとしましたので、ご案内いたします。

※「事業系生ごみ処理機」とは、事業活動から発生する事業系一般廃棄物(生ごみ)をバイオの力により分解し、堆肥化または排水処理することにより、生ごみを減容・消滅させる機械のことです。

助成金額

助成金額は**本体購入価格の3分の1**までとし、次の額を上限とする。

- ① 処理量が10kg以上の機器 = 40万円 ② 処理量が10kg未満の機器 = 15万円

①は1日の排出量が10kg以上見込まれる弁当屋・スーパーが対象。

②は1日の排出量が10kgに満たない個人飲食店等が対象。

※処理量とは、機器の1日に処理可能な量をいう。

申込要件

- 品川区内に店舗・事業所を有すること。
- 生ごみ処理機を設置する店舗・事業所から出る廃棄物のみが対象。

申込方法

- 所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、見積書を添付し下記に提出してください。



受付期間

平成29年8月1日から受付を始めます。
8月31日まで申し込み多数の場合は抽選とし、9月1日からは先着順とさせていただきます。
本年度は①=1件、②=4件の事業者を予定しています。先着順の場合、お申込みが助成件数に達した時点で終了とします。

お申込み・お問い合わせ先

品川区清掃事務所 許可指導係

☎ 03-3490-7034
FAX 03-3490-7041